

相模原市監査委員公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和2年2月17日に実施した行政監査の結果に基づき講じた措置の内容について、市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年3月26日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 久保田 浩 孝

同 大 槻 和 弘

- 1 監査対象事務  
審議会等の運営について
- 2 監査の日程  
令和元年10月4日から令和2年2月17日まで
- 3 措置に係る通知日  
市長から通知があった日 令和3年3月22日
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(3) 高齢者入所判定委員会の運営について</p> <p>高齢者入所判定委員会の運営について調査したところ、設置条例に定める同委員会の設置目的は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項の措置の要否について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申することとされているが、委員会の会議において措置の要否を審議して判定結果が会議等報告書に記載されていることは確認できたものの、諮問に基づく答申を行っていることが確認できなかった。</p> <p>設置条例に定める設置目的に則した運営が行われていないことは、審議会等における調査審議等の手続の透明性や結果の正当性に疑念を生じさせ、市民の信頼を損なうことになりかねないことから、事務の効率性を踏まえつつ運営方法等について見直しを行い、委員会の適正な運営に努められたい。</p> <p>【中央高齢・障害者相談課】</p>	<p>令和元年10月4日から令和2年2月17日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>平成24年3月以前において同委員会は設置条例による附属機関への位置付けがなされていなかったことから、委員会に付された養護老人ホームの入所措置等に係る判定については、口頭で協議結果を受けた旨を会議報告書へ記載し、介護予防推進課(当時)内にて決裁処理を行っていたところです。</p> <p>平成24年4月の設置条例改正により同委員会が附属機関に位置付けられたことにより、本来であれば、市長から委員会に対し当該措置の要否について諮問し、これを受けた委員会が市長に対し答申すべきところ、認識不足からそれ以前の運用をそのまま続けてしまい諮問・答申手続が実施されていなかったものです。</p> <p>そのため適正な手続とするため、令和2年4月1日付けで福祉事務所長委任規則の一部改正を行い、当該委員会に係る諮問及び答申の処理に関することを市長から中央福祉事務所長に委任することとし、これに基づいて、令和3年2</p>

月12日には中央福祉事務所長から委員長に対し諮問が行われ、同年2月25日開催の委員会で調査審議に付された後、同年3月4日に委員長から中央福祉事務所長に対し答申が行われました。

今後につきましては、設置条例の趣旨に則り、委員会の適正かつ効率的な運営を図ってまいります。

【中央高齢・障害者相談課】